

熊本県公報

号外 第42号
令和2年(2020年)
6月29日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則…………… (人権同和政策課) 1

登 載 依 頼

○熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則…………… (学校人事課) 10

規 則

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則をここに公布する。
令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第34号

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年熊本県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申出の方法）

第2条 条例第10条の規定による申出は、申出者の氏名及び住所並びに当該申出の内容を記載した申出書（別記第1号様式）を知事に提出して行うものとする。

（勧告）

第3条 条例第11条第1項の規定による勧告は、次に掲げる趣旨を勧告の内容として記載した勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

（1） 条例第9条の規定に違反する行為を直ちに中止し、再度行わないこと。

（2） 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながる資料は、県へ提出すべきこと。

（3） 前2号に掲げるもののほか、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべきこと。

（公表）

第4条 条例第11条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（1） 事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）

（2） 公表の原因となる事実

（意見の聴取の通知）

第5条 条例第11条第4項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、意見聴取通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（意見の聴取の期日及び場所の変更）

第6条 知事が条例第11条第4項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書（別記第4号様式）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書（別記第5号様式）により当事者に通知しなければならない。

（陳述書の提出）

第7条 当事者は、意見の聴取の期日に出席して意見を陳述する場合において、その氏名及び住所並びに意見の聴取に係る公表の原因となる事実についての意見を記載した陳述書（別記第6号様式）を提出することができる。

（代理人）

第8条 条例第11条第4項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

2 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第7号様式）を知事に提出して証明しなければならない。

3 第1項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人

資格喪失届出書（別記第8号様式）によりその旨を知事へ届け出なければならない。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

申 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

このことについて、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第10条の規定により
 申し出ます。

<p>申出の内容</p>	
<p>関係資料</p>	

備考 申出の内容を証する資料その他の関係資料がある場合には、関係資料欄にその
 資料名を記載するとともに、その資料を添付してください。

別記第2号様式(第3条関係)

勸 告 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第1項の規定により次のとおり勸告します。

勸告の原因となる 事実	
勸告の内容	

別記第3号様式(第5条関係)

意見聴取通知書

様

第 年 月 日
号

熊本県知事

印

次のとおり意見の聴取を行いますので、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	

- 備考
- 1 意見の聴取の期日に出席して意見を述べ、資料を提出することができます。
 - 2 意見の聴取の期日には、代理人を出席させることができます。この場合には、代理人選任届出書を提出してください。
 - 3 やむを得ない理由がある場合には、意見の聴取の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
 - 4 意見の聴取の期日に出席する場合には、この通知書を持参してください。

別記第4号様式(第6条関係)

意見の聴取期日等変更申出書

熊本県知事 様

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第6条第1項の規定により次のとおり意見の聴取の期日(場所)の変更を申し出ます。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定による通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

- 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、横線で消してください。

別記第5号様式(第6条関係)

意見の聴取期日等変更通知書

様 年 月 日

熊本県知事 印

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり意見の聴取の期日(場所)を変更したので、同条第3項の規定により通知します。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定による通知の日付及び番号		年 月 日 第 号		
		期日	年 月 日 時 分から	
変更事項	変更前	場所		
		期日	年 月 日 時 分から	
	変更後	場所		
		期日	年 月 日 時 分から	

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第6号様式(第7条関係)

陳 述 書

熊本県知事 様

年 月 日

住所

氏名 印

次の意見の聴取について、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第7条の規定により提出します。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定による通知の日付及び番号	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
その他	

別記第7号様式(第8条関係)

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

住所(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

私は、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定により次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人住所	
代理人氏名	
当事者との関係	

別記第8号様式(第8条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

印

私の代理人は、その資格を失ったので、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例
施行規則第8条第3項の規定により届け出ます。

<p>熊本県部落差別の解消の推進に関する条例第11条第4項の規定による通知の日付及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>代理人住所</p>	
<p>代理人氏名</p>	

登 載 依 頼

熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。
令和2年6月29日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)第7条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員(以下「教育職員」という。)の服務を監督する熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。

(2) 時間外在校等時間 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(次のア及びイに掲げる日以外の日における当該教育職員の正規の勤務時間をいう。次条第2項において同じ。)を除いた時間をいう。

ア 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(それぞれ同条例第10条第1項の規定により当該教育職員が特に勤務することを命ぜられた日を除く。)並びに同項に規定する代休日

イ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第14条後段の熊本県人事委員会規則で定める日

(時間外在校等時間の上限)

第3条 委員会は、時間外在校等時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、委員会は、時間外在校等時間を1箇月について100時間未満及び1年について720時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、委員会は、時間外在校等時間について、次に定める要件を満たすものとするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間について時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。

(2) 1年のうち1箇月について時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月を超えないこと。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。